「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和2年4月1日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P15	第4章	○ 国内試験を受験できるのは本邦に在留中の <mark>中長期</mark>	○ 国内試験を受験できるのは <mark>在留資格を有して</mark> 本邦
		第1節	在留者又は過去に中長期在留者として在留していた	に在留中の外国人であり,「短期滞在」の在留資格を
		(3)技能水準に関	外国人ですが,「退学・除籍留学生」及び「失踪した技	有する者も含まれますが,不法残留者などの在留資
		するもの	能実習生」のほか,「特定活動(難民申請)」の在留資	格を有しない者は含まれません。なお,「特定技能」
		【留意事項】	格並びに技能実習等,当該活動を実施するに当たっ	の在留資格に関し,法務大臣が告示で定める退去強
		○3つ目から5つ	ての計画(以下「活動計画」という。)の作成が求めら	制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国
		目	れる在留資格で現に活動中の者(その活動計画の性	の者(本節(5)を参照)については国内での受験
			格上,他の在留資格への変更が予定されていないも	資格は認められません。
			の(注1), 又はその活動計画により, 当該活動終了後	○ 試験に合格したとしても,そのことをもって「特
			に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が	定技能」の在留資格が付与されることを保証したも
			予定されているもの(注2))については,国内での受験	のではなく,また,在留資格認定証明書の交付を受
			資格が認められません。また, 特定技能の在留資格	けたとしても査証申請については,別途外務省によ
			に関し, 退去強制令書の円滑な執行に協力しない外	る審査が行われるところ,必ずしも査証の発給を受
			国政府等の国籍を有する者(本節(5)を参照)につい	けられるものではありません。
			ても同様に国内での受験資格は認められません。	○ 「特定技能」に係る在留資格の変更については,

- (注1)その活動計画の性格上,他の在留資格への変更が予定されていないもの
- · 「技能実習」
- ・「研修Ⅰ
- ·「特定活動(日本料理海外普及人材育成事業)」
- ·「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」
- ·「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業)」
- ・「特定活動(インターンシップ)」
- (注2)その活動計画により、当該活動終了後に特定 の在留資格への変更又は在留期間の更新が予 定されているもの
- ·「特定活動(外国人起業活動促進事業)」
- ·「経営·管理(外国人創業人材受入促進事業)」

その変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされますが、一般的な在留資格への変更の場合と同様に、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断されます。

なお, 原則として相当の理由があるとは認められ ないと判断される具体的な例は次のとおりです。

- ・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。)。)
- ・「失踪した技能実習生」(在留資格「技能実習」に 応じた活動を行わないで在留していたことにつき 正当な理由がある場合を除く。)
- ・「短期滞在」の在留資格を有する者
- ・在留資格の活動を行うに当たって計画(以下「活動計画」という。)の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの(注1)、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの(注2)
- (注1) その活動計画の性格上,他の在留資格への 変更が予定されていないもの
 - ・「技能実習」(計画の途中にあるものに限られ、 当該計画を修了したものを除く。)

				・「研修」(計画の途中にあるものに限られ,当該
				計画を修了したものを除く。)
				・「特定活動(日本の食文化海外普及人材育成事
				業)」(計画の途中にあるものに限られ,当該計
				画を修了したものを除く。)
				· 「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」
				· 「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業)」
				・「特定活動(インターンシップ)」
				(注2) その活動計画により, 当該活動終了後に特
				定の在留資格への変更又は在留期間の更新が
				予定されているもの
				・「特定活動(外国人起業活動促進事業)」(計画の
				途中にあるものに限られ、当該計画を修了した
				ものを除く。)
				・「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」
				(計画の途中にあるものに限られ,当該計画を
				修了したものを除く。)
2	P35	第4章	(新規)	(4) 外国人のこれまでの在留活動の状況, 在留の必要
		第3節		性等に関すること
		(4)外国人のこれ		
		までの在留活動の		○ 分野別運用方針に定める技能試験又は日本語試験
		状況, 在留の必要性		の国内試験に合格したとしてもそのことをもってそ
		等に関すること		のまま「特定技能」への在留資格変更の許可を受け
				ることが保証されるものではなく,外国人のこれま
				での在留活動の状況や在留の必要性等を考慮した
				上,在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の
				理由があるときに限り、許可がされます。
				なお、原則として、相当の理由があるとは認めら

れないと判断される具体的な例は次のとおりです。 ・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関にお ける在籍状況が良好でないことを理由とするもの をいい. 所定の課程を修了して卒業した者を含ま ない(在留資格「留学」に応じた活動を行わない で在留していたことにつき正当な理由がある場合 を除く。)。) ・「失踪した技能実習生」(在留資格「技能実習」に 応じた活動を行わないで在留していたことにつき 正当な理由がある場合を除く。) ・「短期滞在」の在留資格を有する者 ・在留資格の活動を行うに当たって計画(以下「活 動計画」という。)の作成が求められるものであっ て、その活動計画の性格上、他の在留資格への変 更が予定されていないもの(注1)、又はその活動 計画により、当該活動終了後に特定の在留資格へ の変更又は在留期間の更新が予定されているもの (注2) (注1) その活動計画の性格上、他の在留資格への 変更が予定されていないもの ・「技能実習」(計画の途中にあるものに限られ、 当該計画を修了したものを除く。) ・「研修」(計画の途中にあるものに限られ、当該 計画を修了したものを除く。) ·「特定活動(日本料理海外普及人材育成事業)」 (計画の途中にあるものに限られ、当該計画を 修了したものを除く。) ·「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」

	1	1		
				·「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業)」
				・「特定活動(インターンシップ)」
				(注2) その活動計画により, 当該活動終了後に
				特定の在留資格への変更又は在留期間の更
				新が予定されているもの
				・「特定活動(外国人起業活動促進事業)」(計画
				の途中にあるものに限られ,当該計画を修了し
				たものを除く。)
				・「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」
				(計画の途中にあるものに限られ,当該計画を
				修了したものを除く。)
3	P57	第5章	○ なお,技能実習法施行前の技能実習制度において,	〇 なお,技能実習法施行前の技能実習制度において,
		第2節	不正行為に及んだ場合,後記(7)の出入国又は労働	不正行為(技能実習の適正な実施を妨げるものとし
		第1	に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として,	て「不正行為」の通知を受けたものに限る。)に及ん
		(6)実習認定の取	当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しな	だ場合,後記(7)の出入国又は労働に関する法令
		消しを受けたこと	い者は、特定技能所属機関になることはできません。	に関し不正又は著しく不当な行為として,当該行為
		による欠格事由		の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は,
		○2つ目		特定技能所属機関になることはできません。
4	P58	(7)出入国又は労	ハ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改	ハ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改
		働関係法令に関す	正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による	正する等の省令(平成29年法務省令第19号)に
		る不正行為を行っ	改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第	よる改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1
		たことに関するも	2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省	項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸
		0	令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の	基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技
		【関係規定】	項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号の	能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄
		(その他の出入国	表に掲げる行為又は同号口に掲げる活動の項の下欄	第18号の表に掲げる行為又は同号口に掲げる活動
		又は労働に関する	第16号の表に掲げる行為(技能実習の適正な実施を	の項の下欄第16号の表に掲げる行為(技能実習の
		法令に関し不正又	妨げるものに限る。)	適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知
		は著しく不当な行		を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、

		為として想定され		改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止
		るもの)		期間が経過していないものに限る。)
		出入国又は労働		
		に関する法令に関		
		し不正又は著しく		
		不当な行為		
5	P60-61	【留意事項】	○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為として	〇 出入国又は労働関係法令に関する不正行為として
		○1 つ目	主に想定されるものは次のとおりです。	主に想定されるものは次のとおりです。
			①~⑫ 略	①~⑫ 略
			③ 技能実習制度における不正行為	③ 技能実習制度における不正行為
			技能実習制度における実習実施者(旧技能実習	技能実習制度における実習実施者(旧技能実習
			制度における実習実施機関を含む。)として不正行	制度における実習実施機関を含む。)として不正行
			為を行い, 受入れ停止期間が経過していない場合	為を行い,又は,監理団体として監理許可を取り
			をいいます。	消され, 受入れ停止期間が経過していない場合を
				いいます。
				⑭ 他の機関が不正行為を行った当時に役員等とし
				て外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為
				申請者とは別の機関が不正行為を行った当時,
				当該機関の経営者,役員又は管理者として外国人
				の受入れ,雇用の管理又は運営に係る業務に従事
				していた行為をいいます。例えば,申請者の役員
				が,技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技
				能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正
				行為を行ったことを理由として受入れ停止となっ
				た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合
				はこれに該当します。
6	P64	(11)支援に要す	○ 1号特定技能外国人に対する支援に要する費用は,	○ 1号特定技能外国人に対する支援に要する費用
		る費用の負担に関	本制度の趣旨に照らし、特定技能所属機関等におい	(運用要領別冊(支援)に定める「義務的支援」に
	1	<u> </u>	<u> </u>	

				T
		するもの	て負担すべきものであることから,1号特定技能外国人	係るものに限る。)は,本制度の趣旨に照らし,特定
		○1つ目	に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるも	技能所属機関等において負担すべきものであること
			のです。	から,1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも
				負担させないことを求めるものです。
7	P65	【留意事項】	○「支援に要する費用」とは,1号特定技能外国人に対	○ 「支援に要する費用」とは,1号特定技能外国人
		○1つ目	して行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定	に対して行われる各種支援に必要となる費用(登録
			める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関	支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを
			への委託費用を含む。)をいい,次のものを含みます。	含みます。
8	P70	(15)報酬の口座	特定技能基準省令第2条	特定技能基準省令第2条
		振込み等に関する	法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適	法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち
		もの	合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの	適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るも
		【関係規定】	は, 次のとおりとする。	のは、次のとおりとする。
			十二 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を,	十二 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬
			当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に	を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機
			対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への	関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金
			振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を	口座への振込み又は当該外国人に現実に支払わ
			確認することができる方法によって支払われることと	れた額を確認することができる方法によって支
			しており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振	払われることとしており、かつ、当該預金口座
			込み以外の方法によって報酬の支払をした場合に	又は貯金口座への振込み以外の方法によって報
			は, 出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実	酬の支払をした場合には,出入国在留管理庁長
			を裏付ける客観的な資料を提出し,出入国在留管	官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資
			理庁長官の確認を受けることとしていること。	料を提出し,出入国在留管理庁長官の確認を受
				けることとしていること。
9	P73	第2	<第1号ハに該当する場合>	<第1号ハに該当する場合>
		(1)中長期在留者	·特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号)	·特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号)
		の受入れ実績等に	・会社四季報の写し	・第1号ハに該当(同号イ又は口に掲げる者と同程度
		関するもの	・主務官庁から設立の認可を受けたことを証明する文	に支援業務を適正に実施することができる
		【確認対象の書類】	書の写し	者)することの説明書

		T		
			・直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合	・上記説明書の記載内容に係る立証資料
			計表(税務署の受付印があるもの)の写し 等	
10	P73	【留意事項】	○「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」	〇 第1号イに関し,「中長期在留者の受入れ又は管理
		○5つ目	とは, 少なくとも1名以上, 法別表第1の1の表, 2の表	を適正に行った」とは,少なくとも1名以上,法別
			及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営	表第1の1の表,2の表及び5の表の上欄の在留資
			する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在	格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け
			留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受	る活動を行うことができる在留資格に限る。)をもつ
			入れ又は管理を行っており, その間, 入管法, 技能実	て在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行って
			習法及び労働関係法令といった, 外国人の受入れ又	おり,その間,入管法,技能実習法及び労働関係法
			は管理に関連する法令の規定を遵守していることをい	令といった,外国人の受入れ又は管理に関連する法
			います。例えば,雇用する中長期在留者に対して賃金	令の規定を遵守していることをいいます。例えば,
			の不払がある場合や,雇用契約の不履行に関し違約	雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場
			金契約を締結している場合などは, 入管法及び労働関	合や,雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結し
			係法令の規定を遵守しているとは認められません。ま	ている場合などは,入管法及び労働関係法令の規定
			た,特定技能所属機関が,技能実習制度における実	を遵守しているとは認められません。また,特定技
			習実施者(技能実習法施行前の旧技能実習制度にお	能所属機関が,技能実習制度における実習実施者(技
			ける実習実施機関である場合を含む。)である場合は,	能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施
			技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技	機関である場合を含む。)である場合は,技能実習法
			能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の	第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制
			技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいず	度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習
			れか,又は,技能実習1号ロの基準第16号の表イから	1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれ
			ソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けてい	か,又は,技能実習1号口の基準第16号の表イか
			る場合は,技能実習法の規定を遵守しているとは認め	らソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受け
			られません。	ている場合は,技能実習法の規定を遵守していると
				は認められません。
11	P74	○6つ目及び7つ	○ 「生活相談業務に従事した経験」とは, 中長期在留	○ 第1号ロに関し,「生活相談業務」とは, 1号特定
		目	者に対する法律相談,労働相談及び生活相談など,	技能外国人に対して求められる支援のうち,生活に
			相談業務全般をいい,相談内容や件数を限定するも	必要な契約に係る支援,生活オリエンテーション,
	<u> </u>	1		

	T			
			のではありません。ただし、業務として行われたことが必	定期的な面談として行う内容に関するものなどをい
			要であることから、いわゆるボランティア <mark>として行った生</mark>	います。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に
			活相談については,実績に含まれません。	求人情報を紹介する行為のみをもっては,生活相談
				業務とはいえません。
				〇 また、「生活相談業務」について、相談内容や件数
				を限定するものではありませんが、業務として行わ
				れたことが必要であることから、個人的な人間関係
				(日常生活に属するものをいう。)に基づき行う相談
				(いわゆるボランティア活動を含む。)は、実績とは
				いえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法
				別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留
				資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受
				ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をも
				って在留する中長期在留者に限られています。
12	P74	08つ目	○「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施するこ	○ 第1号ハに関し、「これらの者と同程度に支援業務
			とができる者」とは、これまで日本人労働者等を適正か	を適正に実施することができる者」とは、第1号イ
			つ適切に雇用してきた実績のある機関と同程度に, 責	及び口に該当しない場合であっても,中長期在留者
			任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをい	の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業
			います。したがって、労働関係法令を遵守していること	務を適正に実施することができる者であり, かつ,
			が求められることから、労働基準監督署から是正勧告	これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用して
			を受けていないことなどが必要です。 <mark>なお,想定される</mark>	きた実績のある機関 <mark>であって</mark> 責任をもって適切に支
			機関として,例えば,次のものが挙げられますが,これら	援を行うことが見込まれるものをいいます。したが
			に該当しない機関であっても、基準に適合しているか否	って,労働関係法令を遵守していることが求められ
			かが,個別に判断されることとなります。	ることから,労働基準監督署から是正勧告を受けて
			・日本の証券取引所に上場している企業	いないことなどが必要です。
			・保険業を営む相互会社	
			·独立行政法人	
			·特殊法人·認可法人	

			・日本の国・地方公共団体認可の公益法人	
			・法人税法別表第1に掲げる公共法人	
			・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計	
			表中,給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額	
			が1,500万円以上ある団体・個人	
13	P75	○9つ目	(新規)	○ 第1号ハに該当するか否かについては、提出され
				た資料に基づき個別に判断がされることとなりま
				す。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する
				外国人の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、
				支援を適切に行う能力や体制があるといえるような
				事業実績、事業の公益性などの諸事情が挙げられま
				す。
14	P78	(4)支援の中立性	(新規)	○ 「1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を
		に関するもの		行うことができる立場の者」であるか否かの判断に
		【留意事項】		当たっては、上記の点のほか、事業形態、外国人を
		○2つ目		監督する立場にある者と支援責任者及び支援担当者
				との関係性などが考慮要素として挙げられます。
15	P82	第6章	○ 1号特定技能外国人支援計画には,特定技能基準	○ 1号特定技能外国人支援計画には,特定技能基準
		第2節	省令第3条に定められた事項を記載しなければなりま	省令第3条に定められた事項を記載しなければなり
		(1)1号特定技能	せん。	ません。なお、行わなければならない支援の具体的
		外国人支援計画の		な内容については、運用要領別冊(支援)を参照し
		必要的記載事項に		てください。
		関するもの		
		○1つ目		
16	P112	第9章	○ 手数料は、申請の際に納付しなければならず、申請	○ 手数料は、申請の際に納付しなければならず、申
		第1節	│ │ 後は印紙の返還はできませんので <mark>留意願います</mark> 。	請後は印紙の返還はできません <mark>ので、登録拒否事由</mark>
		第1		の該当性(本節第3)等について、十分に確認の上、
		(2)申請手数料		申請を行うようにしてください。

		【留意事項】		
		01つ目		
17	P120	第3	出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正す	出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正す
		(4)出入国又は労	る等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前	る等の省令(平成29年法務省令第19号)による
		働関係法令に関し	の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基	改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第
		不正行為を行った	準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)	2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準
		ことによる拒否事	の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号	省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実
		曲	イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第	習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第1
		【留意事項】	1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為(技	8号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の
		表(出入国又は労働	能実習の適正な実施を妨げるものに限る。)	下欄第16号に掲げる行為(技能実習の適正な実施
		関係法令に関する		を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けてお
		主な不正行為)		り,当該「不正行為」が終了した日後,改正前の上
		ル		陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過
				していないものに限る。)
18	P122	【留意事項】	*上記の表で列挙した行為の具体例として,次のような	*上記の表で列挙した行為の具体例として,次のよう
			ものが挙げられます。	なものが挙げられます。
			①~⑧ 略	①~⑧ 略
			⑨ 監理許可の取消し(同表ヌ及びル)	⑨ 監理許可の取消し(同表ヌ及びル)
			登録支援機関が,技能実習制度における監理団	登録支援機関が,技能実習制度における監理団
			体であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の	体であった場合に,改正前の上陸基準省令の表の
			技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下	技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の
			欄第16号の表に掲げる行為(技能実習の適正な実	下欄第16号の表に掲げる行為(技能実習の適正
			施を妨げるものに限る。)を行った場合又は技能実	な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を
			習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消	受けており, 当該「不正行為」が終了した日後,
			された場合が該当します。	改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ
				停止期間が経過していないものに限る。)を行っ
				た場合又は技能実習法第37条第1項の規定に
				より監理許可を取り消された場合が該当します。

			⑩~⑪ 略	⑩~⑪ 略
19	P126	(8)中長期在留者	<第3号二に該当する場合>	<第3号ニに該当する場合>
		の適正な受入れ実	・会社四季報の写し	・第3号ニに該当(同号イからハまでに掲げる者と同
		績がないこと等に	・主務官庁から設立の認可を受けたことを証明する文書	程度に支援業務を適正に実施することができる者)
		よる拒否事由	の写し	することの説明書
		【確認対象の書類】	・直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計	・上記説明書の記載内容に係る立証資料
			表(税務署の受付印があるもの)の写し 等	
20	P126	【留意事項】	○「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」	○ 第3号イに関し,「中長期在留者の受入れ又は管理
		○2つ目	とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表	を適正に行った」とは,少なくとも1名以上,法別
			及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営	表第1の1の表,2の表及び5の表の上欄の在留資
			する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在	格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け
			留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受	る活動を行うことができる在留資格に限る。)をもっ
			入れ又は管理を行っており, その間, 入管法, 技能実	て在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行って
			習法及び労働関係法令といった, 外国人の受入れ又	おり,その間,入管法,技能実習法及び労働関係法
			は管理に関連する法令の規定を遵守していることをい	令といった,外国人の受入れ又は管理に関連する法
			います。例えば,雇用する中長期在留者に対して賃金	令の規定を遵守していることをいいます。例えば,
			の不払がある場合や, 雇用契約の不履行に関し違約	雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場
			金契約を締結している場合などは, 入管法及び労働関	合や,雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結し
			係法令の規定を遵守しているとは認められません。ま	ている場合などは,入管法及び労働関係法令の規定
			た,登録支援機関となろうとする者が,技能実習制度	を遵守しているとは認められません。また, 登録支
			における監理団体である場合は,技能実習法第36条	援機関となろうとする者が,技能実習制度における
			に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における	監理団体である場合は,技能実習法第36条に規定
			「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基	する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改
			準第18号の表イから∃までのいずれか,又は,技能実	善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第
			習1号ロの基準第16号の表イからソまでのいずれかに	18号の表イからヨまでのいずれか,又は,技能実
			該当するものに限る。)を受けている場合は,技能実習	習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれ
			法の規定を遵守しているとは認められません。	かに該当するものに限る。)を受けている場合は,技
				能実習法の規定を遵守しているとは認められませ

_					
					ん。
	21	P126-127	○3つ目	○ 「各種の相談業務に従事した経験」とは,在留外国人	〇 第3号口に関し、「各種の相談業務に従事した経
				に対する法律, 労働又は社会保険に関する相談若しく	験」とは,主に在留外国人に対する法律,労働又は
				は官公署に提出する書類の作成や手続に関する相談	社会保険に関する相談若しくは官公署に提出する書
				をいい,相談内容や件数を限定するものではありませ	類の作成や手続に関する相談が想定されますが、件
				ん。これは,「報酬を得る目的で業として」行われること	数を限定するものではありません。これは,「報酬を
				が必要であり、無償で行った相談業務及び業務として	得る目的で業として」行われることが必要であり,
				行わない, いわゆるボランティア活動としての相談は,	個人的な人間関係(日常生活に属するものをいう。)
				経験には含まれません。	に基づき行う相談(いわゆるボランティア活動を含
					む。)や無償で行った相談は、「報酬を得る目的で業
					として」行ったものとはいえません。
	22	P127	○4つ目及び5つ	○「生活相談業務に従事した一定の経験」とは, 中長期	○ 第3号ハに関し、「生活相談業務」とは、1号特定
			目	在留者の生活に関する相談業務一般をいい、相談内	技能外国人に対して求められる支援のうち,生活に
				容や件数を限定するものではありません。ただし、業務	必要な契約に係る支援,生活オリエンテーション,
				として行われたことが必要であることから, <mark>いわゆるボラ</mark>	定期的な面談として行う内容に関するものなどをい
				ンティアとして行った生活相談については, 実績に含ま	います。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に
				れません。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に	求人情報を紹介する行為のみをもっては,生活相談
				求人情報を紹介する行為のみをもって、「各種の相談	業務とはいえません。
				業務に従事した経験」には該当しないことに留意願いま	〇 また,「生活相談業務」について,相談内容や件数
				す。	を限定するものではありません <mark>が</mark> ,業務として行わ
					れたことが必要であることから、個人的な人間関係
					(日常生活に関するものをいう。)に基づき行う相談
					(いわゆるボランティア活動を含む。) は,実績とは
					いえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法
					別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留
					資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受
					ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をも
					って在留する中長期在留者に限られています。

			1	
23	P127	○6つ目	○「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施するこ	○ 第3号二に関し,「これらの者と同程度に支援業務
			とができる者」とは,第3号イからハまでに該当しない場	を適正に実施することができる者」とは,第3号イ
			合であっても,中長期在留者の適正な受入れ実績等	からハまでに該当しない場合であっても,中長期在
			がある機関と同程度に支援業務を適正に実施すること	留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支
			ができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適	援業務を適正に実施することができる者であり,か
			正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責	つ,これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用
			任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをい	してきた実績のある機関であって責任をもって適切
			います。したがって、労働関係法令を遵守していること	に支援を行うことが見込まれるものをいいます。し
			が求められることから、労働基準監督署から是正勧告	たがって,労働関係法令を遵守していることが求め
			を受けていないことなどが必要です。 <mark>また、これまでの</mark>	られることから,労働基準監督署から是正勧告を受
			活動実績や組織体制からも相談対応や情報提供を適	けていないことなどが必要です。
			切に行うことができると認められるものをいいます。な	
			お、想定される機関としては、例えば、次のものが挙げ	
			られますが、これらに該当することをもって当然に認め	
			られるものではなく、立証資料に基づいて本基準に適	
			合しているか否かが個別に判断がされることとなりま	
			す。	
			・業界団体(全国規模で各地に下部組織を有するも	
			თ)	
			·独立行政法人	
			·特殊法人·認可法人	
			・日本の国・地方公共団体認可の公益法人	
			·特定非営利法人	
			・法人税法別表第1に掲げる公共法人	
			・日本の証券取引所に上場している企業	
			・保険業を営む相互会社	
			・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合	
			計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴	

			収額が1,500万円以上ある団体・個人	
24	P127	07つ目		○ 第3号二に該当するか否かについては、提出され
				た資料に基づき個別に判断がされることとなりま
				す。なお,主な考慮要素としては,本邦に在留する
				外国人の雇用管理や生活相談を行った実績のほか,
				支援を適切に行う能力や体制があるといえるような
				事業実績,事業の公益性などの諸事情が挙げられま
				す。
25	P128	(9)情報提供·相	○ 相談対応は,必ずしも24時間の対応が即時に可能	○ 相談対応は、必ずしも24時間の対応が即時に可
		談等の適切な対応	であることまでを求めるものではありませんが,可能な限	能であることまでを求めるものではありませんが,
		体制がないことに	り,複数の職員を確保して,平日のうち3日以上,土	可能な限り、複数の職員を確保して、特定技能外国
		よる拒否事由	曜・日曜のうち1日以上対応し、相談しやすい就業時	人の勤務形態に合わせて,1週間当たり勤務日に3
		【留意事項】	間外などにも対応できることが求められます。詳細につ	日以上,休日に1日以上対応し,相談しやすい就業
		○3つ目	いては,運用要領別冊(支援)を参照してください。	時間外などにも対応できることが求められます。詳
				細については,運用要領別冊(支援)を参照してく
				ださい。
26	P133	(12)特定技能外	○ 1号特定技能外国人に対する支援(特定技能基準	○ 1号特定技能外国人に対する支援(運用要領別冊
		国人に支援に要す	省令第3条に定める「義務的支援」)に要する費用は、	(支援)に定める「義務的支援」)に要する費用は,
		る費用を負担させ	1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担さ	1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担さ
		ることによる拒否	せないことを求めるものです。	せないことを求めるものです。
		事由		
		01つ目		
27	P133	【留意事項】	○ 「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対	○ 「支援に要する費用」とは,1号特定技能外国人
		〇1つ目	して行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定	に対して行われる各種支援(運用要領別冊(支援)
			める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関	に定める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支
			への委託費用を含む。)をいい,次のものを含みます。	援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含
			なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において	みます。なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限
			本人に負担させることを妨げるものではありません。	度において本人に負担させることを妨げるものでは

		・事前ガイダンス,生活オリエン情対応及び定期的な面談の実施 訳費等・1号特定技能外国人の出入園 交通費等	他に係る通訳人の通	談・苦情対応及び定期的 人の通訳費等	話オリエンテーション,相 日な面談の実施に係る通訳 日入国時の送迎に要する
28 参考様式 第2-2号	3枚目	(1) 雇用した特定技能外国人 名 8 事品によ (2) 支援を行った 1 号特定技能外国人 名 3 うち責ぎ 事由によ (3) 生労を増又け毎日 1 子校報を労生 名 2 5ち責ぎ	表 計 型 2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職員数	大次の(1)から(4)欄のいずれかを記載す ※ 交入れ期間中の途令遵守 法令遵守 (本令遵反・行政指導あり (法令遵子・行政指導あり (法令遵反・行政指導あり (上本・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

29	参考様式	4枚目												
	第2-2号		5 相談対応に係る措置状況						5 相談対応に係る措置状況					
			(1) 対応可能	7.75 7.75	25	語	孤		(1) 対応可能	200000	20	語	15	
		(3	(2) 対応方法	□ 登録支援 (□ 通訳人委 (□ その他) (□ 登録:)		(2) 対応方法	□ 登録支援(□ 通訳人委員(□ その他() E)	() □ 通訳人委託 ()	□ 於妹文提機関職員 () 通訳人委託 () □ その他	
			(3) 対応時間	土曜 1 日曜 1 71日	(、水、木、金 平日 月、火、水、 時 時 時 上曜 時 日 時 時 日曜 時 日 時 時 日曜 時 日 時 時 日曜 時 日	中 土曜 中 日曜	· 火· 水· 木· 愈 時~ 時 時~ 時 時~ 時		(3) 対応時間	支援委託契 定技能外国 に合わせて) たり銀路日; おに1日以 □ 特定技能:	的に基づき、特 人の動務形態 週間(1週間当 こ3日以上、休 上)に対応 外国人の勤務 せて相談しや	THE RESERVE OF THE PROPERTY OF	支援委託契約に基づき、特 定技能外国人の勤務形態 に合わせて適切(1週間当 たり勧修日に3日以上、休 日に1日以上)に対応	
			2 (2) 輔は、(1 素の氏名について 3 (3) 棚は、(1 冊を付すこと。 4 (4) 輔は、(2	1 (1) 雑誌、日本本を使ん、対応可能な外型部についてお歌すること。 (2) 雑誌、(1 種の方面でからを可能な話しないで、送言するものにチェッタマータを付すこと、なお、搭張内には、対応可能な 率の氏といって記載すること。 3 (3) 雑誌、(1 機の言語でかけた可能な場合)及び特別等について記載すること。たが、「平り、郷については、状を下陸な雇用に共					2 (2) 棚は。(者の氏名について 3 (3) 種は、歳 4 (4) 種は、(本基を除く、対応可能な外 1 機の活動での対応が可 認識すること。 出するものに含てにチェッ 4 轉の対応時間以外で繋が	をな者について、M クマークを引すこ	(当するものにチェックマークを付すこ		
		十分に理解す			□ 在留管格認定証明書交付申請前までに実施 □ 在留管格認定証明書交付申請前までに実施 □ 在留管格変更許可申請前までに実施				6 情報提供体	## ### ### ### ### ### ### ### ### ###				
				実施時期						①事前ガイダンス				
			(1) 外国人が 十分に理解で きる言語によ	実施回数・実施時間	和回数・実施時間 計回実施(1回当たり時間実施)			実廠時期	□ 在留資格認定証明書交付申請前までに実施□ 在留資格変更許可申請前までに実施		liki .			
				実施方让	ロ 外国人が十分に理解できる言語 実施	により対而又はテ	レビ電話を用いて		(1) 外国人が 十分に理解で	実施回数·実施時間	□ 特定技能が	8国人1名について3時間程度	火 魄	
			制の単独を呼ば	关键 万亿	□ 外回人が十分に理解できる言語 □ その他((圣安付)		きる言語によ る情報提供体 制	実施方法	□ 外国人が 適切に実施	上分に理解できる言語によりを	計画又はテレビ電話を用いて	
				②生活オリエンチーション							②生活オリエンテーション			
				夹麻時期	□ 入団後(在留資格変更許可後) □ □以内に実施(初回のみ) □ 以後、 □ か月に ■ 回実施				実施時期	□ 入国後(在信資格変更許可後) 連帯なく実施		夷炮		
				実施時間 合計 時間実施					実施時間	□ 特定技能统	8国人1名について8時間以上	夾握		
				実施方法	□ 外国人が十分に理解できる言語	により対面で実施				実施方法	ロ 外国人が	外国人が十分に理解できる言語によりieUに実施		

30	参考様式	5 枚目								
	第2-2 号				の外国人が十分に理解できる言語による作成した書曲を交付		9	⑤特定技能外国人	及びその監督者との定期的な面談の実施	
					□ その他 ()		実施時期	□ 3か月に1	1 回以上実施	
					③特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施			D 3	外国人が十分に理解できる言語により対而で実施し、法令	
				夹麻時期	か月に1回以上実施			200502	反その他の問題の発生を知ったときは、その音を関係行政	
					□ 外国人が十分に理解できる言語により対面で実施 外国人 □ 外国人が十分に理解できる言語による作成した書面を交付		実施方法	COMPLEX.	関に通報 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提	
					□ その他() □ 対面で実施 密督者 □ 書面を交付			sen, her day	対而で実施し、法令途反その他の問題の発生を知ったとき 、その旨を関係行政機関に派権	
					□ その他(氏 名			
				氏 名		(2) 外国人が	氏 名	.02		
			(2) 外国人が 十分に理解で	氏 名		十分に理解で きる言語によ	氏 名			
			きる言語によ	氏 名		る相談対応を 行う担当者	氏 名			
			る相談対応を 行う担当者	氏 名					# () &	
					# (<u> </u>)	(注意) (1) 報は、該当する	ものに全てにチェック	σ σ & 付すこと。	960g 181 927 96	
			(注意) 1 (1) 輔約(1)	申前ガイダンスの実施	中間及び大嶋方法については該当するものに全てにデェックマークを付すこと。	All the Commence of the Commen			関等(登録の更新時のみ記載)	
			2 (1) 報の回は、 3 (1) 報の回は、	E様オリエンテーショ A団権の定場的な資源	ノの実施所権及び実施方法について該当するものに急でにテェックマータを付すこと。 り実施所権を記載し、実施方法について該当するものに全てにチェッタマータを付すこと。	(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関 機関				
			7 支援委託契約	内を締結している	特定技能所属機関等(登録の更新時のみ記載)	(2) (1) 20	契約に基づき支援	を行っている 1 早	\$h	
			(1) 支援委託券	約を締結している	特定技能所属機関 機関	定技能外国人				
			定技能外国人	契約に基づき支援	を締結している特定技能 利可人支援を行っている	連ば属機関の数を距載すること。 5 1 号約定技能外国人の数を距載すること。				
			(注意) 1 (1) 模は、申請 2 (2) 額は、申請	口時点で支援委託契約 日時点で1号特定抗能	e 始新している存在接近所頂側周の表を記載すること。 外国人支援を行っている1号的近接維外国人の数を記載すること。	8 その他特記事項				
			8 その他特記	項						
							(注) 特記事項には、	1 棚から 7 棚までのおけ	数率 驱以外に特に記載。	する事項がある場合に記載すること。
			(注) 特記事項には、	1 組から 7 棚をでの記	数事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。	上記の記載内容は	、事実と相違あり	ŧ±λ.		
			上記の記載内容は	事実と相違あり	± th.		* 1,000 /10000000000000000000000000000000	70.700	年 月 日	
					4F H H			登録支援機	B間の氏名又は名称	
					登録支援機関の氏名又は名称			作 成 青	仟 者 役職・氏名	
					作 成 責 任 者 後職·氏名					
	1	1	1			1				

		T										
31	参考様式	1 枚目					Usaran Commercial Comm					
	第2-3号		参考様式第2-3号				参考様式第2-3	号				
				支援責任者の	就任承諾書及び誓約	書		支援責任者の就任承諾書及び誓約書				
					とともに,支援責任者が下記に 事項について誓約します。	に掲げる任務を担うもので		支援責任者に就任することを承諾するとともに、支援責任者が下記に掲げる任務を担うもので あることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。				
				(ふりがな) 氏 名			1 身分事項	(糸りがな) 氏 名				
			1 身分事項 —	fg 9J	男 •	女	1 34,0,4-36	fs. 9J	男 •	女		
				生年月日	年 月	日生		生年月日	年 月	日生		
			2 登録支援機関の	0氏名又は名称			2 登録支援機	関の氏名又は名称				
			3 所属する事業所	及び部署の名称			3 所属する事	能所及び部署の名称				
			4 役職名				4 役職名					
					記			證				
			1 支援計画の 2 支援担当等 3 支援担当等 4 支援扱大関にに 6 所制医所管序 8 その他支援 【警約事項】 1 る者ではあり 2 等定はあい。 3 過去5年以に 4 他の実際が 4 体のを 2 等がはかり 6 等によいい。 3 過去5年以に 5 今後、管約事	状況の確認に関するこ 届出に関すること 原すること 原することで 原するに関することで 原するに関することで の連手絡動所管省庁その他に の必要な一切の事項に 9条の26第1項第1 まは機関な関係を市所属等 を関な関係を有する機関ので のに、行文接集務を行く を発して を提供して のに、行文接集務を行った。 を関係して のに、行文接集務を行る。 を関係して を関係して のをして を提供して のに、 を関係して のに、 を関係して のに、 を関係して のに、 を関係して のに、 を関係して のに、 を関係して のに、 を関係して のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、	する職員の管理に関することと 保管に関すること 保管に関すること 関係機関との連絡調整に関す 関すること 号から第11号までに規定す 人工観等以内の親族その他特別 者ではありません。 関の役員又は職員であったこいます。 としたときは、直ちに出入国在	ること 「る登録拒否事由に該当す 「技能所属機関の役員と社 とはありません。 E留管理庁に申告するとと	1 支援投 担 2 支援投	抄状況に関すると の届出の確認さるとと の届出の関連等の作成するの に関する解析ではするの に必要な一切の事項 はとかでは、 19条のの2。 役間のは、 りのでは、 が関係を がして、 がして 、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、	事する職員の管理に関すること ご保管に関すること こと 他関係機関との連絡調整に に関すること 第1号から第11号までに規 は高、二親等以内の親族その他 る者ではありません。 機関の役員又は職員であった 行います。 発生したときは、直ちに出入	関すること 見定する登録拒否事由に該当す 1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2		
					年	月 日 作成						
					支援責任者の氏名	EΠ			支援責任者の氏名	印		